

プラスチックの分別変更について

環境課ごみ減量係
【問合せ先】 0566-95-0126

プラスチックの分別変更について説明します。お手元に「プラスチックの分別変更について」と書かれた資料をご用意ください。

令和7年4月1日から

プラスチックの分別が変わります。

何が変わるの？

資源物として回収するプラスチックの種類が増えます。

これまで資源物として
回収していたもの

プラスチック製容器包装のみ



マークのあるもの



袋に入れられるものが増えます。（リサイクルされるものが増えます。）

4月から資源物として
回収するもの

プラスチック製容器包装

と

プラスチック製品

（100%プラスチック素材のもの）

2ページをご覧ください。

令和7年4月1日からプラスチックの分別方法が変わります。分別方法が変わることによって、資源物として回収するプラスチックの種類が増えます。

現在、知立市のプラスチックの分別は「プラスチック製容器包装ごみ」、「プラスチック製品」の2種類に分かれています。

「プラスチック製容器包装ごみ」はプラスチックでできた容器と包みの不要になったものを指し、例えばコンビニ弁当の容器やパンを包んでいる袋、シャンプーの容器、ペットボトルのラベルやキャップなど主に「プラマーク」のついているものを指します。

これらは緑色のプラスチック製容器包装指定袋に入れて出していただいたあと、資源としてリサイクルをしています。

一方、「プラスチック製品」として分別いただいているプラスチックに関しましては、収集後はごみとして焼却処分をしています。

この、ごみとして焼却処分をしていたプラスチック製品のうち、100%プラスチック素材でできたものに関しては、令和7年4月より指定袋に入れて出していただけるようになり、プラスチック製容器包装と合わせて資源としてリサイクルすることを予定しています。

分別はどう変わるの？



3 ページをご覧ください。

分別変更後は、資源としてリサイクルする「プラスチック製容器包装」と「100%プラスチック素材でできたプラスチック製品」をまとめてプラスチック資源として分別していただきます。

次のページで、令和7年4月より新たにプラスチック資源として分別していただくことのできるプラスチック製品について、具体的にどのようなものがあるかを説明します。

プラスチック製品の具体例



※ビニールシート、ビニールひものようなシート状、ひも状のものは50cm以下に切ること（**折り曲げるだけではNG**）

4 ページをご覧ください。

プラスチック製品の具体例としましては、現在、可燃ごみとして分別していただいているラップ、プラスチックストロー、プラスチックでできたスプーン、フォーク、クリーニングの袋、歯ブラシ、クリアファイル、定規などプラスチックのみでできた文房具、まな板、ビニールシート、ビニールひもや現在、プラスチック製品として分別していただいているハンガー、ボウル、タッパー、お風呂のイスやおけ、ちりとり、ごみ箱、レターケース、プラスチックのみでできたおもちゃ、CDやDVD、プランターなどがプラスチック資源の対象となります。

こちらの例に挙げられていないものでもプラスチック素材のみでできたものはプラスチック資源として分別していただくことができます。

ただし、注意していただきたいのは具体例としてあげさせていただいたもののうち、ビニールシートやビニールひものようにシート状、ひも状のものについてです。このようなシート状、ひも状のもので50cm以上の大きさがあるものは、そのままの状態ですてしきょうとリサイクル工場の設備に絡まってしまい、機械が故障する危険性があります。折り曲げて出すのではなく、必ず50cm以下に切ってからプラスチック資

源指定袋に入れてください。

また、厚さ 5 mm 以上のプラスチック製品についてもリサイクル工場で機械が故障する原因となる可能性がありますのでプラスチック資源として分別することができませんのでご注意ください。

どうやって出すの？



※袋に入らないものは粗大ごみに分別してください。
令和7年4月以降もプラスチック容器包装指定袋もプラスチック資源を入れる指定袋としてお使いいただけます。

次に、「プラスチック資源」の出し方について説明します。5ページをご覧ください。

プラスチック製容器包装、プラスチック製品ともに水で軽くすすいで汚れをおとしてから「プラスチック資源」指定袋にまとめて入れて町内のごみ集積所もしくは不燃物処理場に出して下さい。現在、プラスチック製容器包装ごみ袋を出している場所と変更はありません。

なお、普段、粗大ごみとして分別していただいております集積所の青いカゴの大きさ以上のものは引き続き粗大ごみとして分別いただきますようお願いいたします。

4月からの分別変更にともない、市の指定袋の色を青色に変更し、袋のデザインも変更をすることを予定していますが、袋の大きさや素材には大きな変更はありませんので、現在お持ちの緑色の「プラスチック製容器包装指定袋」を「プラスチック資源指定袋」としてお使いいただくことができます。

プラスチックのリサイクルのゆくえ



6 ページをご覧ください。

市で資源物として収集したプラスチックのリサイクルの流れを説明します。

町内集積所や不燃物処理場に出していただいた「プラスチック資源」は中間処理施設に運び込み、袋を開封して中にリサイクルできないものがないかの確認をします。

リサイクルできないものを取り除いたあとは、押し固めて固まりにしてからリサイクル工場へ運びこみます。

リサイクル工場で洗浄し、汚れなどのリサイクルできないものを取り除いてから細かく砕き、プラスチックの原料に作り直します。

リサイクルして作ったプラスチックの原料を使い、こちらの図にあるような工場で荷物を運ぶために使うパレットや公園などの柵や擬木（ぎぼく）などの新しいプラスチック製品として作り替えています。



プラスチック資源袋にいれないで！

プラスチック以外の素材がついているもの



**プラスチック
複合製品**

プラスチック以外の部分を取り外せる
場合は取り外して袋に入れてもOK

7 ページをご覧ください。

プラスチック資源袋に入れることのできないものについて説明します。

洗濯ばさみ、ボールペン、シャープペンシルのようなプラスチック以外の素材が含まれたものについては、プラスチック資源指定袋に入れることのないようにお願いします。

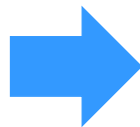
プラスチック以外の部分が含まれている複合素材のものは「プラスチック複合製品」として分別をしてください。

なお、プラスチック以外の部分を取り外せる場合はプラスチック部分を「プラスチック資源袋」に入れることができます。



プラスチック資源袋にいれないで！

汚れたプラスチック製容器包装
プラスチック製品



可燃ごみ

リサイクルできる他のプラスチックまで汚れてリサイクルできなくなってしまう。

8 ページをご覧ください。

「汚れたプラスチック製容器包装」や「汚れたプラスチック製品」についても、プラスチック資源袋指定袋に入れないでください。

水でさっと洗っても汚れがとれないものについては「可燃ごみ」と分別してください。

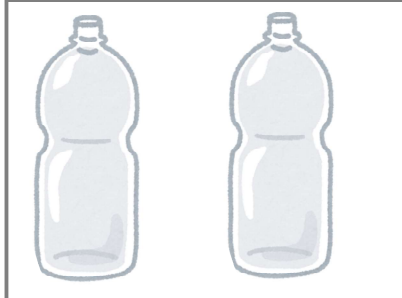
汚れがついているプラスチック製容器包装やプラスチック製品を指定袋の中にいれてしまうと、リサイクルできる他のきれいなプラスチックまで汚れてリサイクルすることができなくなってしまう。



プラスチック資源袋にいれないで！

ペットボトルの本体

ペットボトル



プラスチック資源

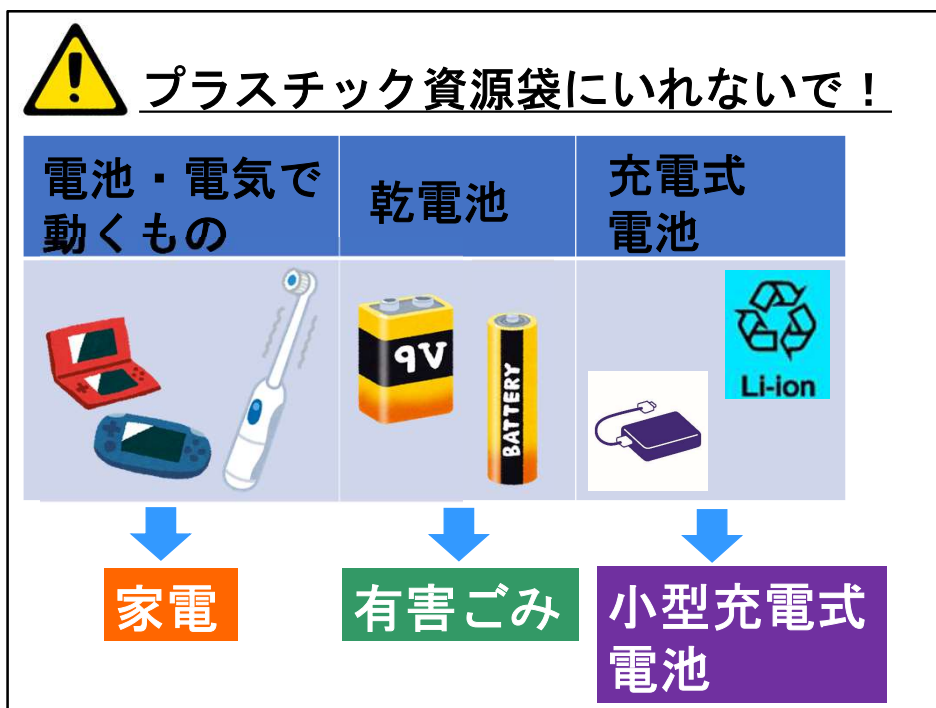


キャップとラベルはプラスチック資源袋に入れてください。

9 ページをご覧ください。

ペットボトルの本体はペットボトル単体としてリサイクルするため、プラスチック資源指定袋に入れず引き続きにペットボトルとして分別をしてください。

なお、プラスチックでできたキャップとラベルについてはペットボトル本体から取り外してプラスチック資源指定袋に入れてください。



10 ページをご覧ください。

最後に、プラスチック資源指定袋の中に絶対に入れてはいけないものについて説明します。

電池・電気で動くおもちゃやゲーム機、家電については外側がプラスチックでできていても内側に電気回路が含まれているため、電池を抜いてもプラスチック資源として分別することはできません。
こちらは電池をぬいて「家電」として分別をしてください。

家電の中から取り外した電池のうち、「乾電池」は「有害ごみ」に分別してください。

家電の中から取り外したリチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの「充電式電池」は「小型充電式電池」として分別していただき、リサイクル協力店のリサイクル回収BOXに出してください。

なお、小型充電式電池のリサイクル回収BOXについては、令和7年4月より知立市不燃物処理場、知立市役所にも設置することを予定しています。



モバイルバッテリーや
小型家電に内蔵される
充電式電池は圧力が加
わると簡単に燃えてし
まいます。

危険



**絶対にプラスチック資源袋に入れないで
ください。**

11 ページをご覧ください。

先ほど、家電や電池類は絶対にプラスチック資源指定袋に入れなくてくださいと説明させていただきましたが、モバイルバッテリーや小型家電に内蔵されている充電式電池は圧力を加えると簡単にショートし、激しく発熱・発火する危険があります。

ごみ収集車やリサイクルの工程ではごみを押し固めたり、細かく砕くため、プラスチック資源袋に混入していると発火事故につながってしまいます。ごみ収集車やリサイクル工場で火災が起こると稼働が停止し、復旧するまでに時間や費用がかかります。

1人の分別が間違っていると、知立市全体のごみ処理に影響が及んでしまいますので、正しい分別をお願いします。

何で分別を変更したの？



- ・ 地球温暖化問題
- ・ 海洋プラスチックごみ問題
- ・ 資源枯渇問題



すべての生き物にとってより良い世界をつくるためには、
限りある資源を大切にし、ごみをただ燃やすのではなく、資源として活用（リサイクル）することが必要不可欠！

続いて、プラスチックの分別変更を行った背景について説明します。12ページをご覧ください。

プラスチックは軽くて丈夫で、熱を加えることで形を簡単に成型することができ、大量生産がしやすいため、色々な製品や部品に使用されていますが、プラスチックをごみとして燃やす際に温室効果ガスの代表である二酸化炭素が大量排出されるため、地球温暖化の原因となっています。

また、年間数百万トンのプラスチックごみが海に流出して海洋プラスチックごみ問題の原因となっています。海洋ごみ問題の根本はプラスチックの大量生産、大量消費、大量廃棄にあるといわれています。

そして、プラスチックの主な原料は石油ですが、石油資源には限りがあり、将来的には原料が枯渇する可能性があります。

このような問題を解決するためには限りある資源を大切にし、リサイクルすることが必要不可欠であると考えられます。

そのため、知立市ではプラスチックをごみとしてただ燃やすのではなく、資源として活用することが大切であると考え、多くのプラスチックを資源としてリサイクルできるようにプラスチックの分別を変更しました。

本日のまとめ

令和 7 年 4 月 1 日からの分け方

- ・ プラスチック 100% 素材の製品も指定袋に入れて出せるようになります。
(袋に入らない大きさは「粗大ごみ」)

令和 7 年 4 月 1 日からの出し方

- ・ 出す場所と曜日は変わりません。
- ・ 今あるプラスチック容器包装指定袋もプラスチック資源袋として使えます。

本日説明した内容をまとめさせていただきます。13 ページをご覧ください。

まず、分別方法ですが、
令和7年4月1日からプラスチック100%素材の製品も指定袋に入れて出すことができるようになります。
3月までは指定袋に入れることができるのはプラスチック製容器包装のみです
ので、お間違いのないようにお願いします。

続いて出し方についてですが、
出す場所と曜日はプラスチック製容器包装と変わりません。
また、今お持ちのプラスチック製容器包装指定袋は4月からプラスチック資源袋として使用することができます。

詳しい案内は・・・



・ 広報3月号と同時に「知立市ごみ出しガイドブック」を各ご家庭にお配りします。

・ 「知立市ごみ出しガイドブックは」知立市公式HPでもご覧いただけます。

・ 外国語もあります。
(英語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、中国語)

※外国語は希望者に配布します。

14ページをご覧ください。

新しいごみ分別のガイドブックについての案内ですが、現在、令和7年4月からの新しい分別方法について詳しくまとめた「知立市ごみ出しガイドブック」を作成しています。新しいごみ出しガイドブックは広報3月号と同時に各ご家庭にお配りすることを予定しています。

また、ガイドブックは知立市公式HPにも3月頃に掲載させていただく予定です。

「知立市ごみ出しガイドブック」は日本語だけでなく、英語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、中国語についても作成し、知立市HPに掲載させていただきます。
外国語の冊子が必要な方には配布させていただきますのでお申し出ください。

リサイクルとごみの分別にご協力をお願いします。

プラスチックは大事な資源！



プラスチックの分別変更についての説明は以上です。

プラスチックは大事な資源ですので、リサイクルと分別にご協力をお願いします。